

経営事項審査の有効期間について

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、当該公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の事業終了の日以降に経営事項審査を受けている必要があります。

したがって、経営事項審査の有効期間は、審査申請直前の決算日（審査基準日）から1年7か月間に限られることとなりますので、有効期間が切れ目なく継続するよう経営事項審査を受けてください。

経営事項審査の申請が遅れますと、有効期間に空白が生じることとなり、公共工事の入札に参加し、落札しても契約することはできませんので、営業年度終了後、決算が確定しましたら速やかに手続きをしてください。

（例）

経営事項審査結果通知（経営規模等評価結果通知）の「審査基準日」（「結果通知日」ではありませんので注意してください。）が「平成29年3月31日」になっている場合、1年7か月後の「平成30年10月31日」以降は、公共工事を請け負うことはできません。

（参考）

建設業法第27条の23（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令の定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行規則第18条の2（経営事項審査の受審）

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていないなければならない。